

令和6年度飯豊町木材製品利用住宅建築奨励助成金交付要綱

(目的及び趣旨)

第1条 町長は、町内における木材需要の促進と地域経済の活性化及び町内定住者の増加を図るため、県内産木材を利用して一定の条件を満たす木材住宅を建築する者に対し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成金交付対象建築物)

第2条 助成金の交付対象となる建築物は、町内に新築される住宅で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内産木材を全部又は一部使用するものであること。
- (2) 町内建築業者が施工するものであること。
- (3) 助成金の交付を受けようとする者が居住の用に供する住宅であること。
- (4) 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）が30万円を越えること。
- (5) 県内産木材を全部又は一部使用した部位の組立て施工（以下「木工事」という。）が完了し、申請年度の3月末日までに現地確認が可能であること。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、建築に係る経費のうち、使用する県内産木材の木材製品の額とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1の額とし、50万円を上限とする。ただし、助成金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成対象者からの除外要件)

第5条 交付申請者又はその世帯員が、飯豊町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する者又は同条第1号から第3号までに規定する者と密接な関係を有する者は助成対象者から除外する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者は、令和6年度飯豊町木材製品利用住宅建築奨励助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の令和6年度飯豊町木材製品利用住宅建築奨励助成金交付申請書の提出期限は、助成金交付対象建築物の建築着手の日から30日以内とし、添付すべき書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 飯豊町木材製品利用住宅建築奨励事業計画書（様式第2号）
- (2) 建築物の位置図、配置図、平面図及び矩計図

(3) 助成対象経費となる木材製品額の見積書

(4) 口座振替申込書（様式第3号）

（交付決定の通知）

第7条 町長は、助成金の交付決定をしたときは、規則第8条の規定により速やかにその決定の内容及びそれに付した条件を申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第8条 助成金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）が、規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、令和6年度飯豊町木材製品利用住宅建築奨励事業計画変更申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 決定者は、木工事が完了したときは、令和6年度飯豊町木材製品利用住宅建築奨励助成金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の令和6年度飯豊町木材製品利用住宅建築奨励助成金実績報告書の提出期限は、木工事完了後30日を経過する日又は申請年度の3月末日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 飯豊町木材製品利用住宅建築奨励事業実績書（様式第2号）

(2) 木工事完了写真

(3) 納品証明内訳書（様式第6号）

(4) その他町長が必要と認めるもの

（助成金の額の確定）

第10条 町長は、決定者から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び現地調査等により助成金の交付に適合するものであるかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、決定者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

第11条 助成金は、前条の規定による額の確定後に支払うものとする。

（交付決定の取消し及び助成金返還）

第12条 町長は、第10条の規定による助成金の額の確定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りやその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他町長が助成金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により助成金の交付決定を取り消された者が、既に助成金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた助成金を返還しなければならない。

（庶務）

第13条 助成金に関する事務は、農林振興課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

飯豊町長 殿

申請者 住 所
氏 名

令和 6 年度飯豊町木材製品利用住宅建築奨励助成金交付申請書

令和 6 年度において、飯豊町木材製品利用住宅建築奨励事業について、飯豊町木材製品利用住宅建築奨励助成金 円を交付されるよう飯豊町補助金等の適正化に関する規則第 5 条の規定により関係書類を添付して申請します。

誓約事項

- 申請者本人及びその世帯員は、飯豊町暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する者又は同条第 1 号から第 3 号までに規定する者と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

口座振替申込書	
金融機関名	
支店名	支店
預金の種類	普通・当座
口座義人	フリガナ
口座番号	
<p>助成金の支払いについては、上記のとおり口座振替されるよう申し込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>(フリガナ) 氏名</p> <p>飯豊町長 殿</p>	

様式第 4 号

年 月 日

飯豊町長

殿

申請者 住 所
氏 名

令和 6 年度飯豊町木材製品利用住宅建築奨励事業計画変更申請書

年 月 日付指令第 号で助成金の交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり計画を変更したいので、飯豊町補助金等の適正化に関する規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により承認されるよう申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

様式第 5 号

年 月 日

飯豊町長

殿

申請者 住 所
氏 名

令和 6 年度飯豊町木材製品利用住宅建築奨励助成金実績報告書

年 月 日付指令 号をもって交付決定の通知があった、令和 6 年度飯豊町木材製品利用住宅建築奨励助成金について、飯豊町補助金等の適正化に関する規則第 14 条の規定によりその実績を関係書類を添付して報告します。

